



No. 16

発行 茅部郡鹿部村  
村長 棟方健太郎  
編集企画室  
42. 11. 28  
印刷所 三栄印刷所

法規

## 鹿部飛行場で初飛行



かねてより工事中の鹿部飛行場の滑走路（940m 巾60m）が出来上り、11月3日、日本航空事業株式会社が初飛行を行ない、村長をはじめ、議会議員、村民が初飛行に試乗しました。

### おもな記事

- ◎鹿部飛行場完成.....1
- ◎43年度道立自治講習所  
講習生募集.....2
- ◎鹿部村知事表彰受ける.....2
- ◎国民健康保険だより.....2
- ◎社会のきまりを守ろう.....3
- ◎第19回人権週間にあたって.....3
- ◎住民基本台帳施行.....4
- ◎秋の全道火災予防運動結果.....4

- ◎インフルエンザの予防.....4～5
- ◎酒の消費量.....5
- ◎漁業共済えの加入を.....5
- ◎踏切では安全を確かめて.....5
- ◎歳末たすけあいに協力しよう.....6
- ◎交通安全運動ポスター募集.....6
- ◎戸籍の窓口.....6

### 村人口と世帯

(42. 10. 31. 現在)	
男	2, 340人
女	2, 388人
計	4, 728人
世帯数	943戸



昭和43年度

## 道立自治講習所講習生募集

昭和43年度講習生（第48期）を次のとおり募集することになりましたので、志願者は村役場総務課に御相談下さい。

2 1  
募集人員 六十名  
講習期間 一年

（昭和四十三年四月から  
昭和四十四年三月迄）

3 受験資格  
受験資格を有する者は、次の各号のいずれかに該当し、昭和四十三年三月末日現在満十八才以上の心身ともに健全で、市町村長の推薦を受けた者。

- (1) 地方公共団体職員として現に二年以上在職している者。
- (2) 高等学校、もしくは旧制中学校を卒業し、またはこれと同等以上の学力があると認められる者、将来市町村職員となるうとする者。

4

願書の提出と推薦手続  
志願者は、次の書類を取りそろえて昭和四十二年十二月二十五日までに住所地又は勤務先の市町村長に提出すること。

なお、郵送の場合は、受付締切日の午後五時までの着信のものに限り受け付けます。

(1) 受験願（二通提出）  
(2) 身体検査書（一通提出）  
(3) 成績証明書（卒業者については、最終学年一年間のもの、卒業見込者は二学年以降のものとする）一通

受験資格  
受験資格を有する者は、次

(4) 写真（正面半身、無帽  
無背景三・五×四・五）  
一葉。  
写真は、最近六ヶ月以内に撮影したものとし、裏面に氏名及び撮影年月日を明記すること。

(5) 受験願用紙の請求  
受験願用紙、身体検査用紙、募集要領は請求により自治講習所において交付する。なお、郵便で請求する場合は、十五円切手をはつて、あて先明記の返信用封筒を必ず同封のうえ、受験用と封皮に朱書して申込むこと。

国民健康保険

（問題はありません）

他の第三者による疾病、負傷が多くなっていますが、国民健康保険法からいって、疾病、負傷が第三者によって生じた場合の費用は、当然第三者が全額負担すべきものとされています。

（国民健康保険で負担すべきものでないということです）  
したがって国民健康保険で受診したときは村で負担した分（七割）は加害者から返還してもらうことになります。（はじめから加害者が全部費用をもって国保を使わないと

尚第三者による傷害をうけたときは世帯主が届出なければならぬことになります。すので、以上を充分ご理解の上適正な受診をして下さい。

国民年金未加入の方へお知らせ

明治四十四年四月二日以後に生まれた方で夫が勤務先で社会保険に入している方の妻を除いて全い方は、最終学年一年間のもの、卒業見込者は二学年以降のものとする）一通

もしまだ未加入の方は早目に加入しないと将来多きな不利益を受けますので役場国民年金係に申出て下さい。

鹿部村第二区 国民年金協力員  
瓜田健三氏は十一月十日札幌市、  
グランドホテルで開催の昭和四十  
二年度国民年金優良団体表彰式で  
北海道国民年金協会長より表彰さ  
れました。

国民年金協力員  
(三十八年四月一日より引き続き  
現在にいたるまでの間の保険料の  
集金、区内への通知等成績顯著に  
よる。)

世界人権宣言は十九年前の一九  
四八年(昭和二十三年)十二月十  
日の第三回国際連合総会において  
採択され、たちまち広く世界に公  
布されました。

世界人権宣言はまず世界における自  
由、正義、平和の基礎は世界のす  
べての人の生まれながらにしても  
尊厳を侵されることのない権利  
とを承認することにあることを強  
調し、その上に立つて世界の國  
々、各機関及び各個人が尊重すべ  
き基本的権利、自由を示し、そし  
人権擁護委員連合会が主催して、

第十九回 人権週間にあたつて  
これはすべての国及び人の達成  
すべき共通の基準であると宣言し  
たものです。

国際連合は世界人権宣言の採択  
された十二月十日を「人権デー」  
と定め行事が盛大に行なわれま  
す。

わが国においても、例年十二月  
四日から「人権デー」の十日まで  
(人権擁護局)及びその下部機関  
であります法務局、地方法務局並  
びに全国の人権擁護委員が取り扱  
った人権侵犯事件は、ここ数年七  
千件台でありましたが、昨年は八

関係各機関、団体等の協力のもと  
に全国的に各種の行事を行なって  
います。

過去十八回の「人権週間」行事  
等を通じて国民の人権意識は次第  
に高まってきていますが人権侵害  
の事例は近年公害、交通災害等の  
新しい問題の増大が注目されるほ  
うで、従来から見られる事例もなお  
依然としてその跡を絶ず、法務省  
(人権擁護局)及びその下部機関  
の普及と人権侵犯の救済とに多大

千件を大幅に越え、その内容は侵  
犯事実の認められる事件が増加し  
ています。またこれら人権擁護機  
関の取り扱った人権に関する相談  
件数は近年益々増加する勢いにあ  
り、間もなく年間二十万件の多き  
に達しようとしています。

このような現状にかんがみ、人  
権意識をさらに高め、人権侵害の  
絶無を期するため、本年度の第十  
九回「人権週間」(十二月四日か  
ら十二月十日まで)においては全  
国市町村にあつても人権擁護思想

2 実施事項  
1 期日 昭和四十二年十一月一  
日より十一月三十日  
まで

(1) 婦女子に対するいやがら  
せや、通行人、入場者、  
乗客等に対する乱暴、脅  
迫等の粗暴行為。

(2) 青少年保護法を守り、その  
健全な育成保護指導を行な  
うため、青少協、青少年輔  
導員、学校、P.T.A.等は次  
の行為の排除につとめて下  
さい。

(3) 年少者に成人向映画及  
深夜興業あるいは遊技場  
等に入場させないこと。  
(4) 未成年者に酒、煙草をの  
ませないようにする。

最近、法の秩序を無視して直接  
行動に訴える暴力行為が続発する  
傾向にあります。暴力はその原  
因や理由、その態様のいかんを問  
わず、平和と民主主義を破壊する  
ものであります。

道民一人一人が、法律に従う精  
神に徹するとともに、他人に迷惑  
をかけない風潮をつくるため、道  
民運動を開拓するものですので、  
この運動の主旨を御理解の上、御  
協力下さるようお願いいたします。

## 瓜田健三氏表彰される



[表彰状を手にした瓜田氏]

## ◆ 社会のきまりを守ろう ◆

(1) 暴力追放の意欲の高揚をは  
かり連帯感を強めて、あら  
ゆる社会生活を乱す暴力、

特に次のようない行為の排除  
に協力下さい。

(2) 行列の割りこみ行為。

(3) 婦女子に対するいやがら  
せや、通行人、入場者、  
乗客等に対する乱暴、脅  
迫等の粗暴行為。

(4) 年少者に成人向映画及  
深夜興業あるいは遊技場  
等に入場させないこと。

(5) 未成年者に酒、煙草をの  
ませないようにする。

(6) 地域ごとに不良グループ  
の一掃につとめましょう

(7) 年少者に深夜外出させな  
いようにする。

(8) 委員制度及び裁判を受ける権利を  
実質的に保証するため設けられた  
法律扶助制度の各周知徹底をは  
かり、とともに、「生命、身体  
の尊重」に重点をおいて人権思想  
の啓発に努めることとし、全国各  
地で人権デーの集い、講演会、座  
談会等を開催するのをはじめとし  
て、特設相談所の開設、報道機関  
による啓発、その他人権意識を高  
揚するふさわしい行事を数多く  
行なおうとするものです。

## 住民基本台帳法が

十一月十日より施行されました

この法律は、今までの住民登録法を全面的に改正し各種の届出が

まちまちであったが、一つの届出でこと足りるようになりました。

住民の皆さんは同一の事由に関しては一通の届書を提出しさえすれば他の届書を提出する煩わしさ

から解放されるばかりでなく、住民登録はしたけど選挙人名簿への

登録の申出をしなかつたため、選挙権を使用することができなかつたという事態も生じなくなつたのです。

また新しく村民となつた人が一

つの窓口（民生課）に転入届をす

ると住民基本台帳に登載され、同

時に米穀配給登録もでき、国民健

康保険や国民年金の被保険者であ

れば国民健康保険被保険者証（保

険証の交付を受け国民年金手帳の

記載事項変更手続も一挙に完了す

るという制度がとられました。

今回の制度の改善に伴ないあら

たに転出制度ができましたので村外に転出する際は必ず役場においてなり転出予定先、転出予定期日を申し出して転出説明書の交付を受けて行き先の市町村に届出なければなりません。

◇印鑑  
〔転居の場合〕

◇国民健康保険被保険者証  
(国保加入者のみ)  
◇国民年金手帳及び年金証書  
(国民被保険者年金受給者のみ)

◇転入の場合  
(国保加入世帯の転入者は当役場で交付)  
◇国民年金手帳及び年金証書  
(国民被保険者年金受給者のみ)

◇印鑑

◇転出の場合  
(国民健康保険被保険者証  
(国保加入者のみ)  
◇印鑑

益を生じることになります。  
又新住所に行ってから十四日以内に届出をしないと過料に処せらるることもありますので御注意下さい。  
役場においての際に持参するものは次のとおりです。

秋の全道火災予防運動が十月十五日から、三十一日までの十七日間にわたって、道民を火災から守る運動を展開して来ましたがこの結果が、次のようにまとまりました。

秋の火災予防運動期間中の火災発生状況（全道分）

前年対比減	41年	42年	区分		
			出	火	件数
24	104	128	計		
14	94	108	建物		
2	—	2	林野		
△ 3	4	1	船舶		
—	5	5	車輛		
11	1	12	その他		
5	2	7	死者		
2	16	18	傷者		
43	83	126	り災世帯数		
88	359	447	り災者数		
			備考		

### インフルエンザの予防を

わたしたちが、いちばんかかりやすい病気は、「カゼ」だといわれています。いつたん流行するとものすごい勢いでひろがります。ことわざにあるように「かぜは万病のもと」といわれ、肺炎、気管支炎などの余病を併発し、日常生活に大きな障害をもたらすこともあります。

又、全道においては、焼死者をつかりヶを追放し、火災をなくしよう。」をスローガンとして、道民の防火思想の普及、啓蒙を図ってきましたが、十月中旬に全道的に襲った冷えこみの影響から、消防機関をはじめ、関係者の努力により、全道においては、焼死者をともなう火災が多く発生し、すでに、昨年を上回る九十八人の尊命が失なわれております。

「かぜ」は、ビールスという、細菌よりも小さい病原体が、鼻やのど、気管の粘膜に感染し、からだの抵抗力の弱ったときにつけこんであればだし、病気をおこすことになります。

# 秋の全道火災 予防運動の結果

のことから次の事項を励行しましよう。

◇外出前、就寝前の火の元点検  
◇たばこの投げ捨てと、寝たばこの防止  
◇プロパンガス設備の安全使用  
◇老人、幼児、子供、病人等の居室、寝室の安全確保  
◇非常口避難設備の確保



